

令和4年度 適正な請負代金の設定 及び 適正な工期の確保に係るモニタリング調査(元請業者)

令和5年3月

不動産・建設経済局

建設業課 建設業適正取引推進指導室

1. 価格転嫁・工期の設定

モニタリング調査（令和4年度・元請業者）

調査概要

- 昨年度、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）」を受け、集中取組期間（R4.1～3）において、原油・資材価格の高騰による影響や、これに対する受注者・発注者の対応等について、各地方整備局等によりモニタリング調査を実施
- 継続的に状況等を把握する必要から、今般、令和4年5月から令和5年2月にかけて、同内容のモニタリング調査を実施

調査内容

■ 調査対象業者

完成工事高上位の建設業者を中心に選定（令和3,4年度の合計229か所）。結果として、令和3年度は完工高1,000億円以上を中心に80か所、令和4年度は完工高1,000億円未満を中心に149か所を実施。

■ 調査対象工事

公共・民間問わず、元請として発注者から令和元年度～4年度中に直接請け負った工事で、中規模案件と言われる「工期が1～3年程度、工事費が1～50億円程度のもの（小中学校、大学、公共施設、マンション、病院、ホテル、河川災害復旧工事、道路改良工事など）」を対象。

■ 調査方法

調査対象業者から、上記調査対象工事の中から「労務費率の高い工事」や「材料費率の高い工事」を合計575件選定し、それぞれの工事の契約を行っている支店等の長や現場所長等に対するヒアリングを令和4年5月から令和5年2月に実施。

■ 主な調査項目

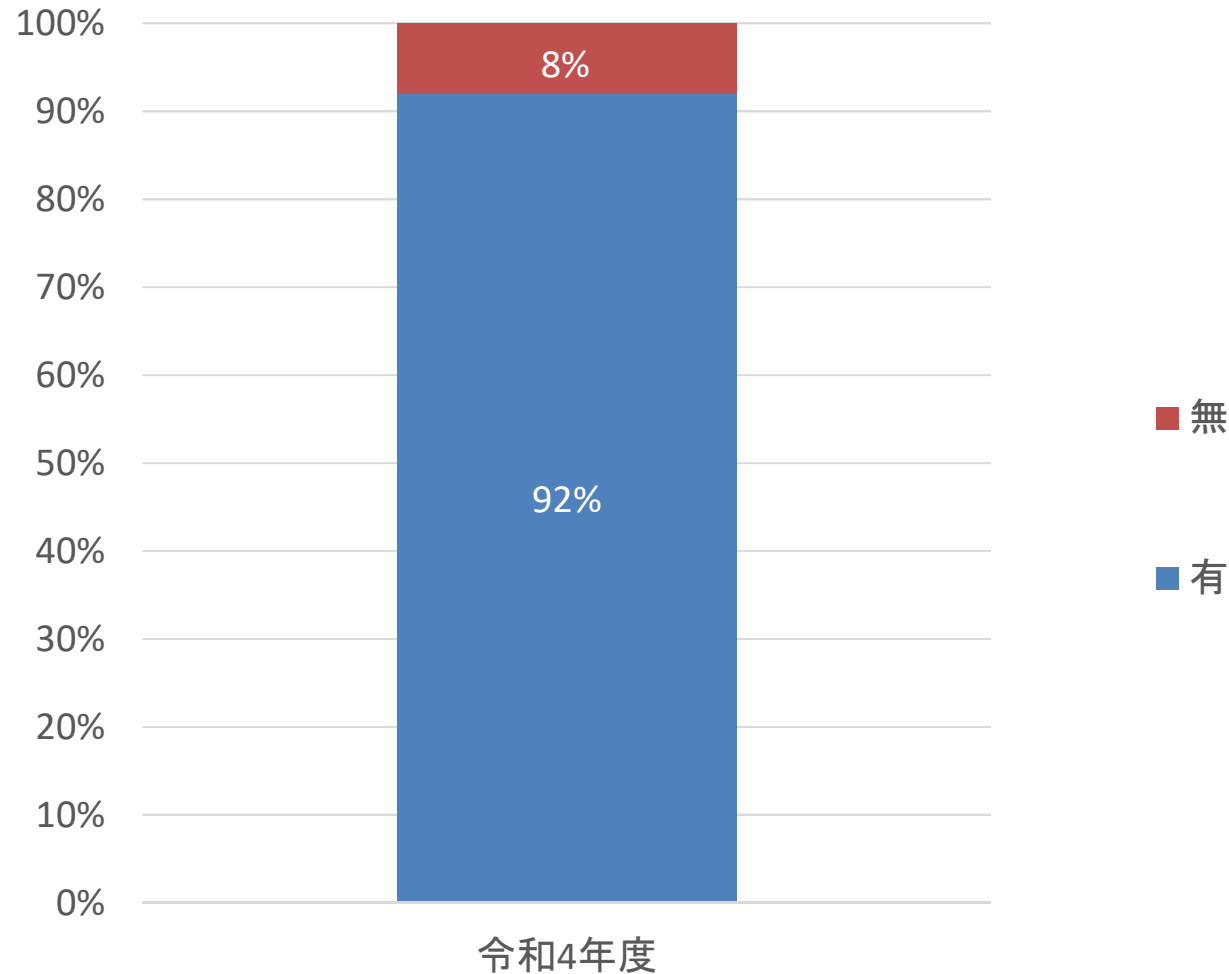
- ①物価等の変動に基づく契約変更条項の有無
- ②契約金額の変更に係る申出の状況
- ③契約金額の変更に係る申出を行った際の発注者の対応状況 など

調査結果【受発注者間】

■発注者との物価等の変動に基づく契約変更条項の有無

➤ 受発注者間の請負契約では、大部分で契約変更条項が規定されている。

発注者との物価等の変動に基づく契約変更条項の有無

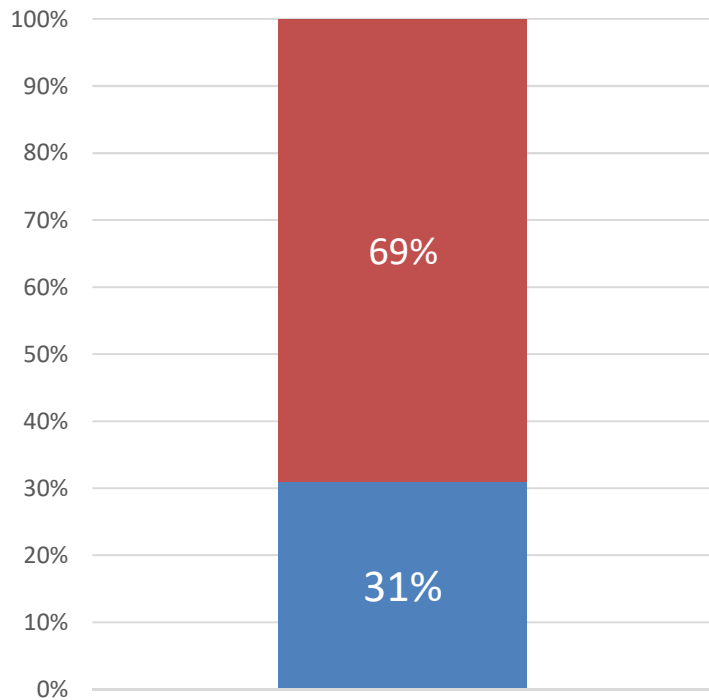


調査結果【受発注者間】

■契約金額変更の発注者への申出状況

➤ 対象工事が令和元年～4年度であったことから、価格高騰を受けた請負金額の変更申出を要しないものが多くあったため、約7割が申出をしなかった。

価格高騰を踏まえた、発注者へ請負契約の変更の申出の有無



令和4年度

■ 申出をしなかった

■ 申出をした(今後する予定も含む)

申出をしなかった理由

- ◆ 工期後半に物価高騰の影響はあったが、契約変更までは要しなかった。
- ◆ 必要な資材を早め早めに押さえていたので、契約変更は要しなかった。
- ◆ 物価高騰前に当該工事が終了していたため、契約変更は要しなかった。
- ◆ 価格上昇の影響はごくわずかで、自社の利益を削って施工を続けた。
- ◆ プラント建設等の大規模工事は、計画段階から参考見積などで参画しており、予算化～設計～応札・落札～施工と3年程度かかるためタイムラグが大きく、差額が出ることはやむを得ないと考えており、発注者に申出することはできない。

(その他参考となる建設業者からの声)

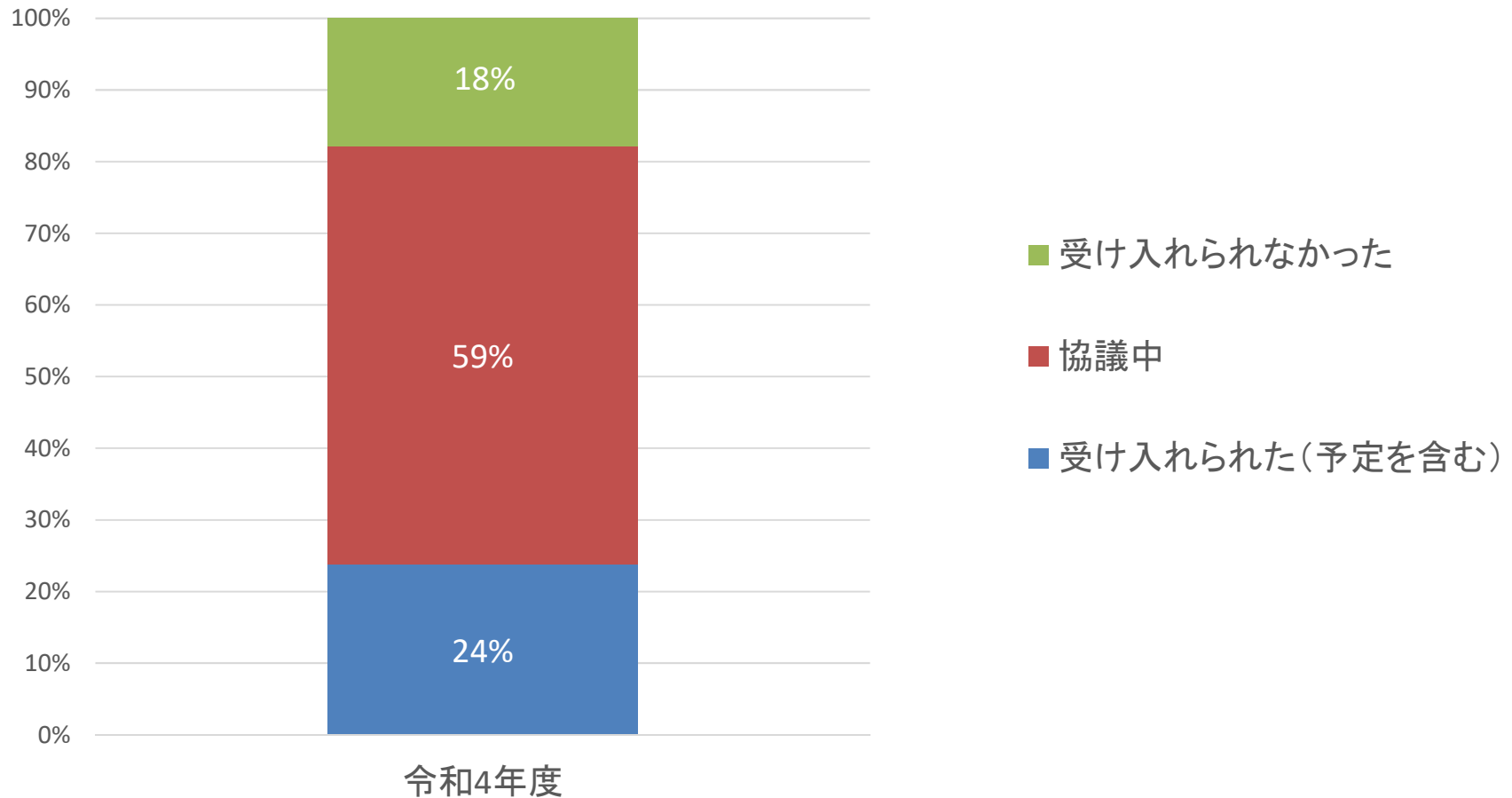
令和4年に入ってから価格高騰が顕著になった。鋼材の上昇が激しく、全体としては昨年より約3割は物価高騰していると感じる。先行きは不透明。

調査結果【受発注者間】

■契約金額変更の申出を行った場合の発注者の対応

- 価格高騰を受け、請負契約の変更を申し出たところ、受け入れられた（予定を含む）と協議中が約8割だった。

申出をした場合の発注者の対応



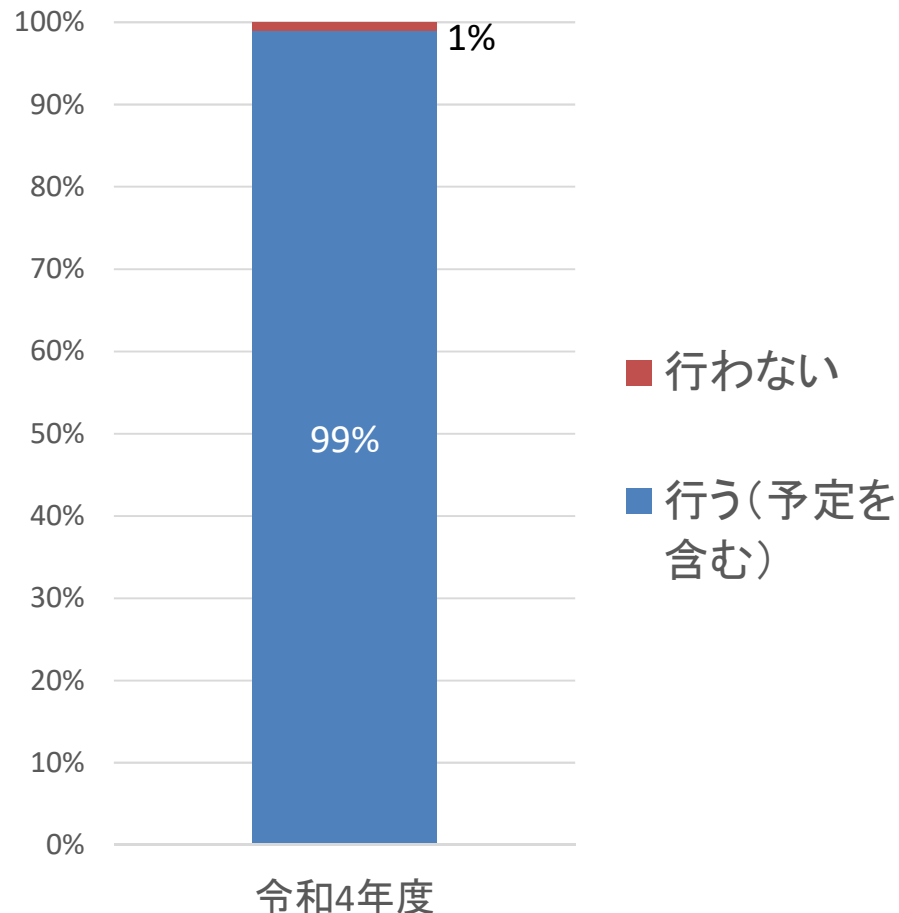
モニタリング調査（令和4年度・元請業者）

調査結果【受発注者間】

■今後の受注に際しての、価格高騰の影響を踏まえた積算状況

➤ 大部分が、価格高騰の影響を考慮して積算するとしている。

今後、価格高騰を踏まえた積算



調査対象業者の声

- ◆ どこまで物価上昇するか先読みが出来ないし、価格高騰による影響を考慮した価格では受注競争にも勝てないので、今は現状の資材価格で積算する。
- ◆ 設計・施工一括方式の工事では、設計で1年、施工で2年の計3年かかる。怖くて受注できない。

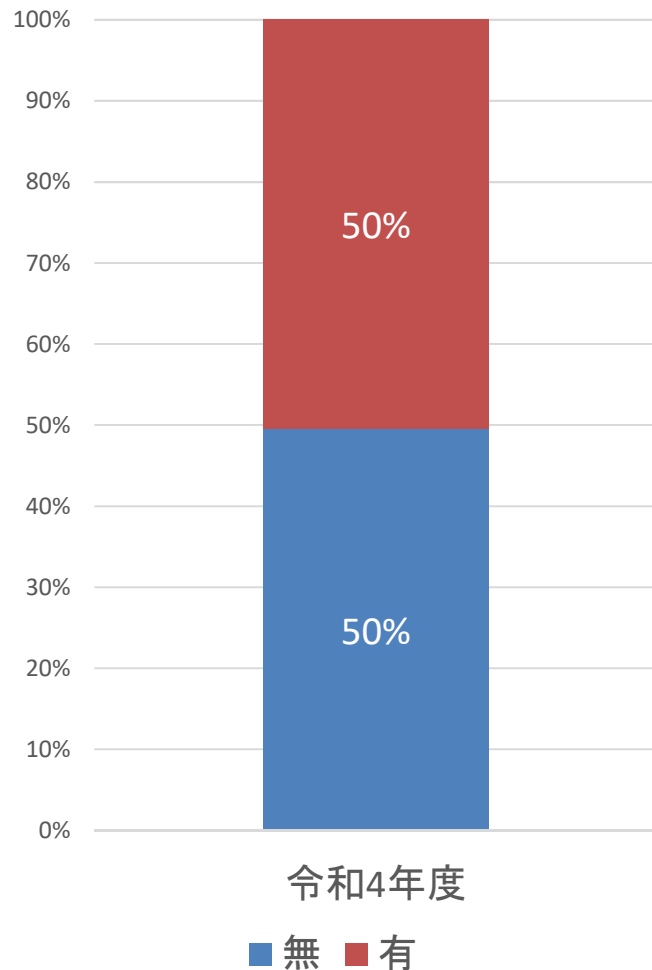
調査結果【受発注者間】

■工期設定に関する協議の状況

➤ 発注者が工期設定の協議に応じてくれる/応じてくれないとの回答はそれぞれ半々だった。

工期設定の協議に応じてくれない発注者の有無

調査対象業者からの声



- ◆ 公共施設や病院など、オープン日・開業日が決まっている施設等の場合は、受け入れられないことが多い。
- ◆ 商業施設（店舗）では、応じてくれないことが多いと感じる。
- ◆ 補助認可を受ける公的等施設（保育園など）では、応じてくれないことが多いと感じる。
- ◆ 学校関係の工事では、工期が在校生の夏休み期間に限られることが多いので、工期自体が適正な工期であるか疑問。
- ◆ マンションの新築工事では、建築確認後にいわゆる青田売りされるケースが多く、購入者への引渡し日も決まってしまうので、工期変更は難しい。
- ◆ 太陽光発電工事では、売電時期等により工期延長の調整が難しいため全体の工期の中でうまく調整している。売電が遅れると、その損失分について損害賠償が求められるので、厳しい工期の中で行っている。
- ◆ 製造業では、「工期が1日遅れると〇円」などと違約金があらかじめ決められていることがあった。

2. 元下取引の適正化

モニタリング調査（令和4年度・元請業者）

調査概要

適正な請負代金や工期等による契約が締結できる環境を整備するため、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、請負代金の支払い状況等について、ヒアリング形式でのモニタリング調査を実施

調査内容

■ 調査対象業者

完成工事高上位の建設業者を中心に選定（令和3,4年度の合計229か所）。結果として、令和3年度は完工高1,000億円以上を中心に80か所、令和4年度は完工高1,000億円未満を中心に149か所を実施。

■ 調査対象工事

公共・民間問わず、元請として発注者から令和元年～4年度中に直接請け負った工事で、中規模案件と言われる「工期が1～3年程度、工事費が1～50億円程度のもの（小中学校、大学、公共施設、マンション、病院、ホテル、河川災害復旧工事、道路改良工事など）」を対象。

■ 調査方法

調査対象業者から、上記調査対象工事の中から「労務費率の高い工事」や「材料費率の高い工事」を合計575件選定し、それぞれの工事の契約を行っている支店等の長や現場所長等に対するヒアリングを令和4年5月から令和5年2月に実施。

■ 主な調査項目

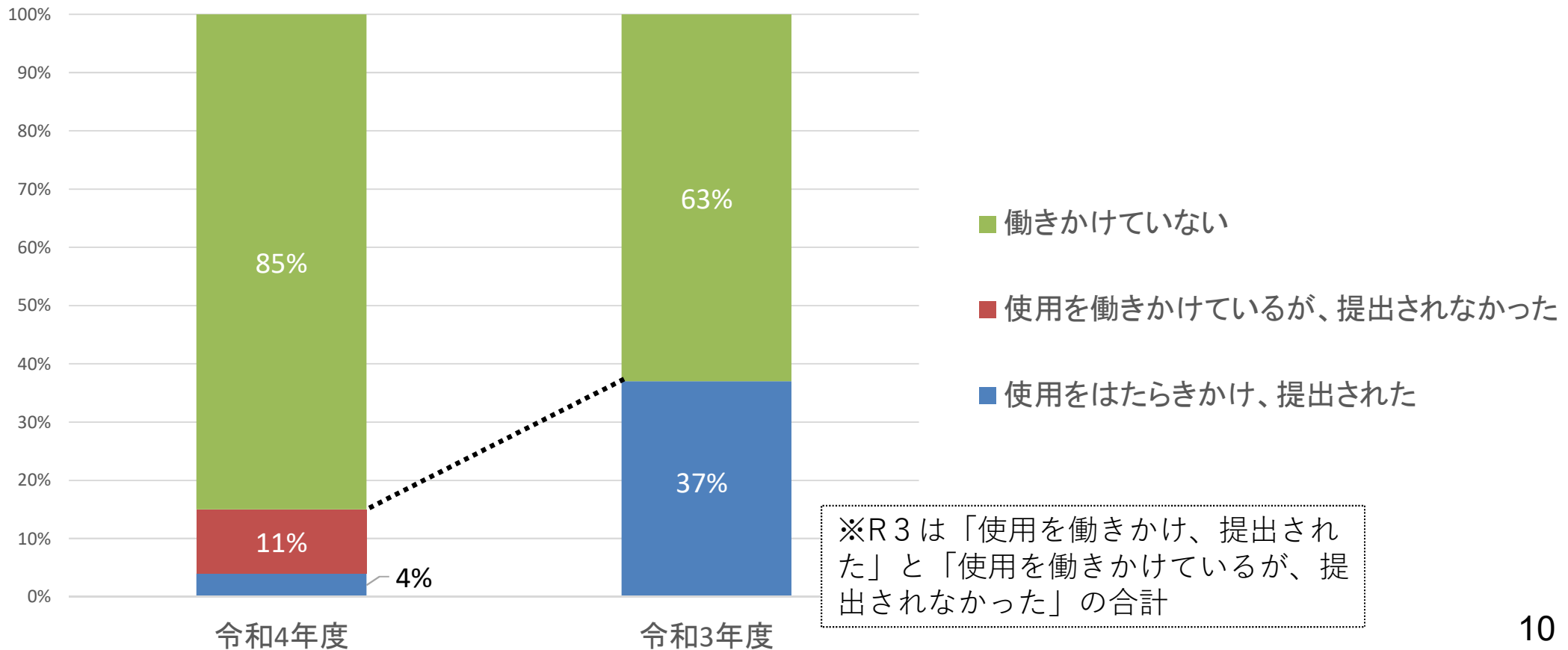
- ①下請負人に対する標準見積書の働きかけ状況、②法定福利費の明示状況
- ③国交省における取組・施策の認知状況 など

調査結果

■ 下請業者に対する標準見積書の使用に係る働きかけ状況

- 下請業者に標準見積書の使用を働きかけている元請業者は、15%（4%+11%）にとどまり、うち標準見積書が提出されているのは、4%。

標準見積書使用の働きかけ状況

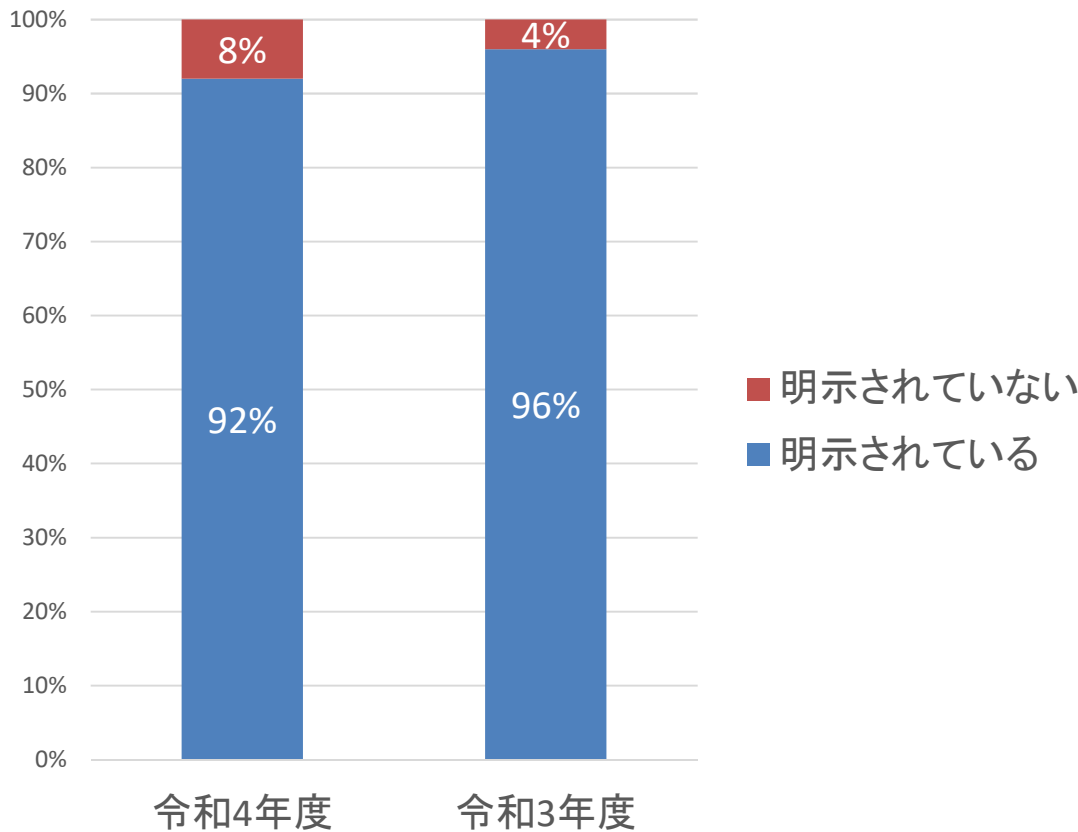


調査結果

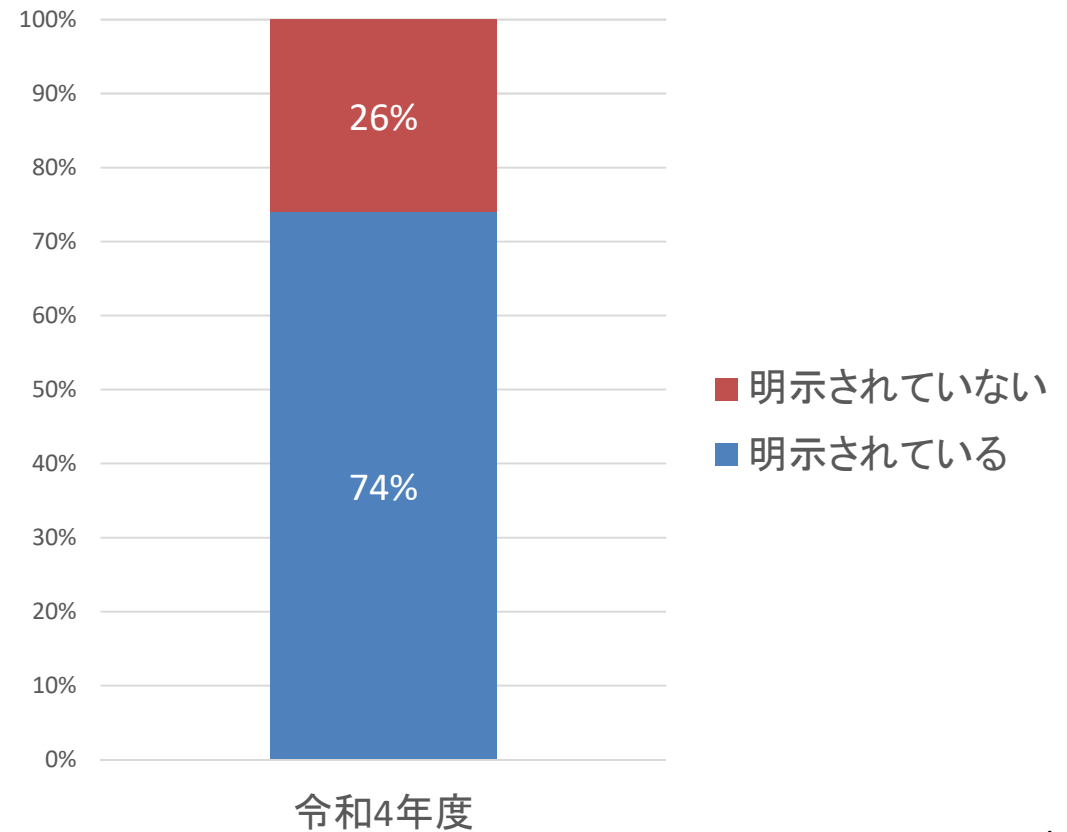
■見積書・契約書への法定福利費の明示状況

- 大部分で見積書へ法定福利費が明示されていたが、契約書への法定福利費が明示されていたのは約7割だった。

見積書への法定福利費の明示状況



契約書への法定福利費の明示状況



モニタリング調査（令和4年度・元請業者）

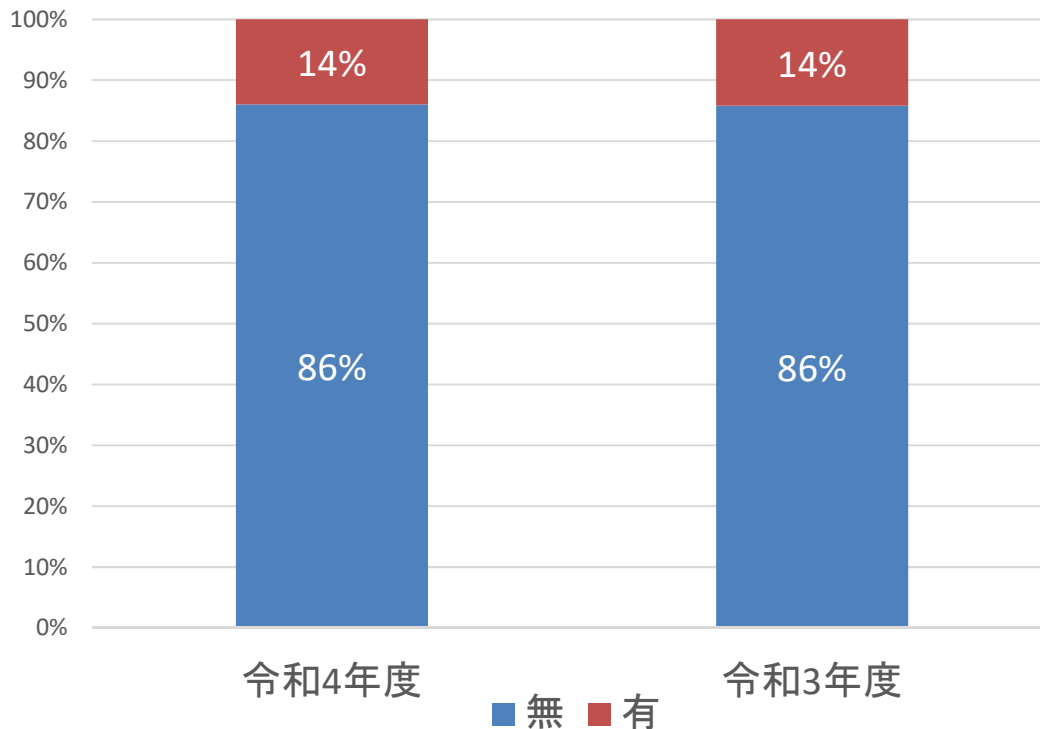
調査結果

■契約金額に占める法定福利費の割合が著しく低い契約の有無

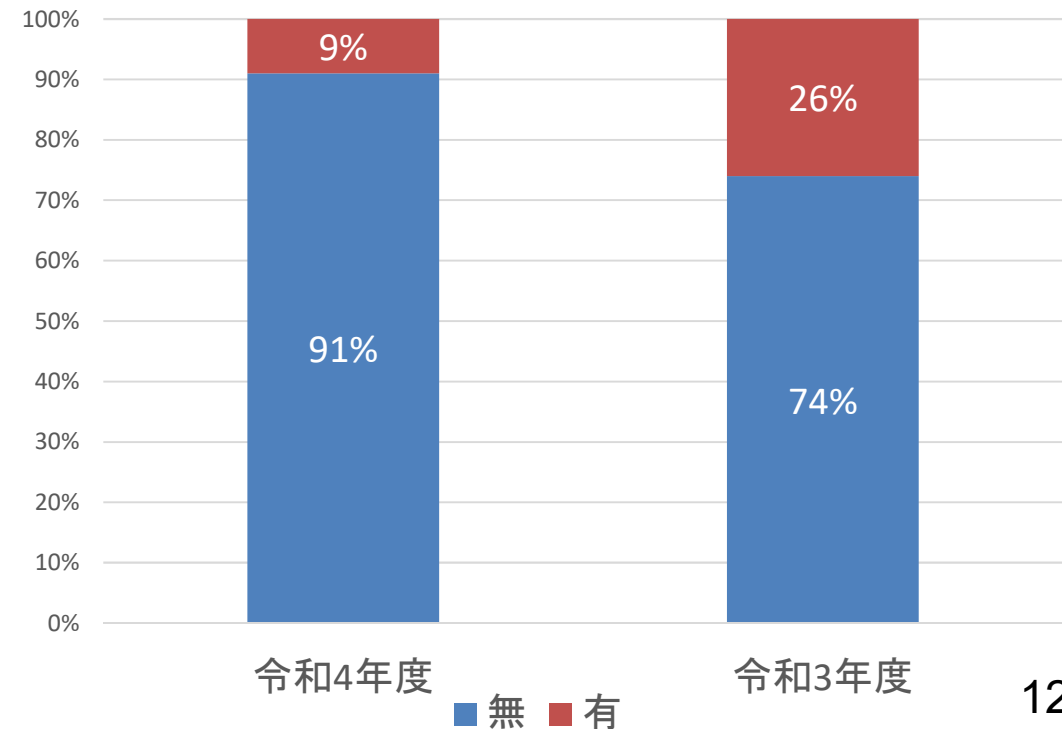
■大幅な一括値引きの有無

- 契約金額に占める法定福利費の割合が著しく低い契約や端数処理とは思えない大幅な一括値引きがある契約は、それぞれ約1割あった。

法定福利費が著しく低い割合の契約の有無



大幅な一括値引きの有無



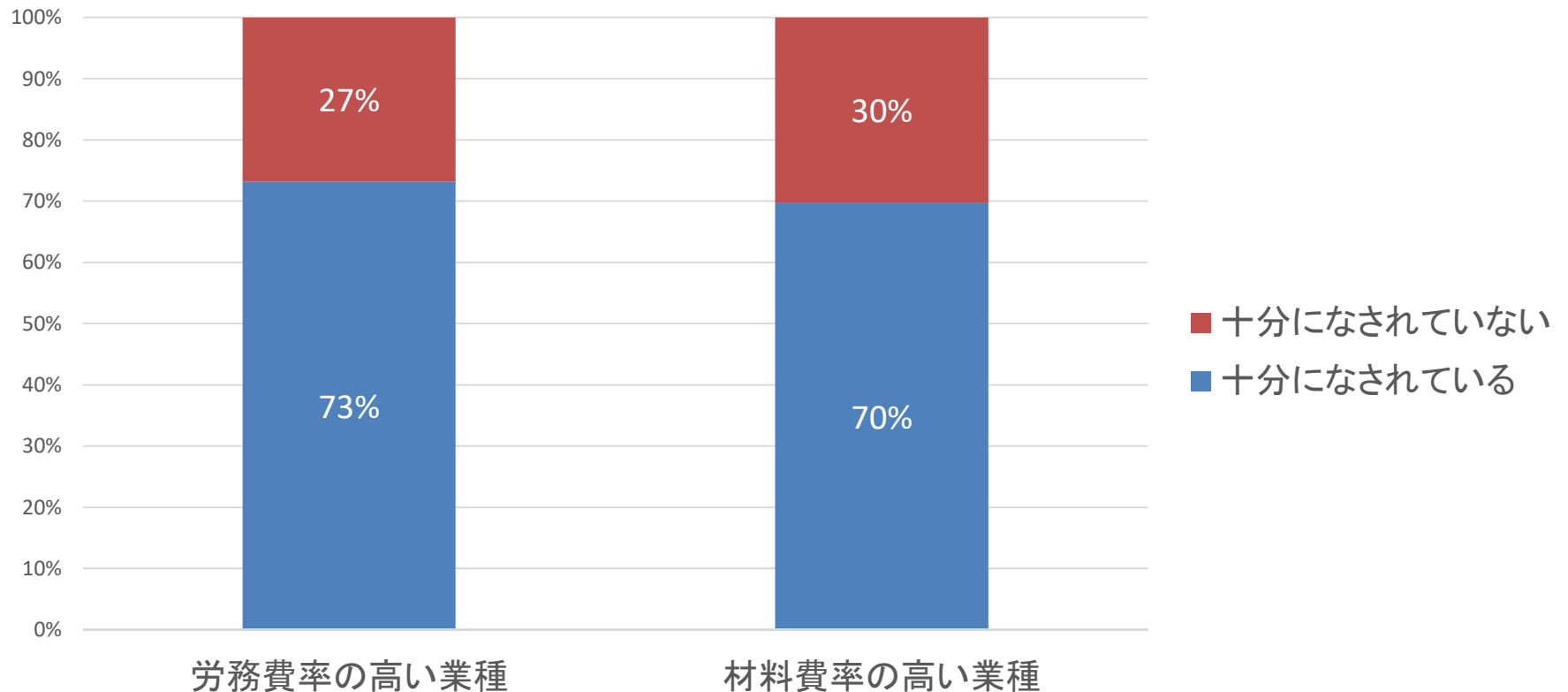
調査結果

■ 施工体制台帳や施工体系図、作業員名簿の作成や記載内容の真正性の確認が十分になされているか。

※この質問項目は、法定福利費の割合が著しく低かったり、指値がされているような場合、労務費が適切に積算されていなかったり、社会保険料の支払いが不十分であったりする等の疑いをもたれることから、施工体制台帳等の作成状況や記載内容について確認したものである。

- 約2～3割で施工体制台帳等の作成や記載内容の真正性の確認が十分にされていない。

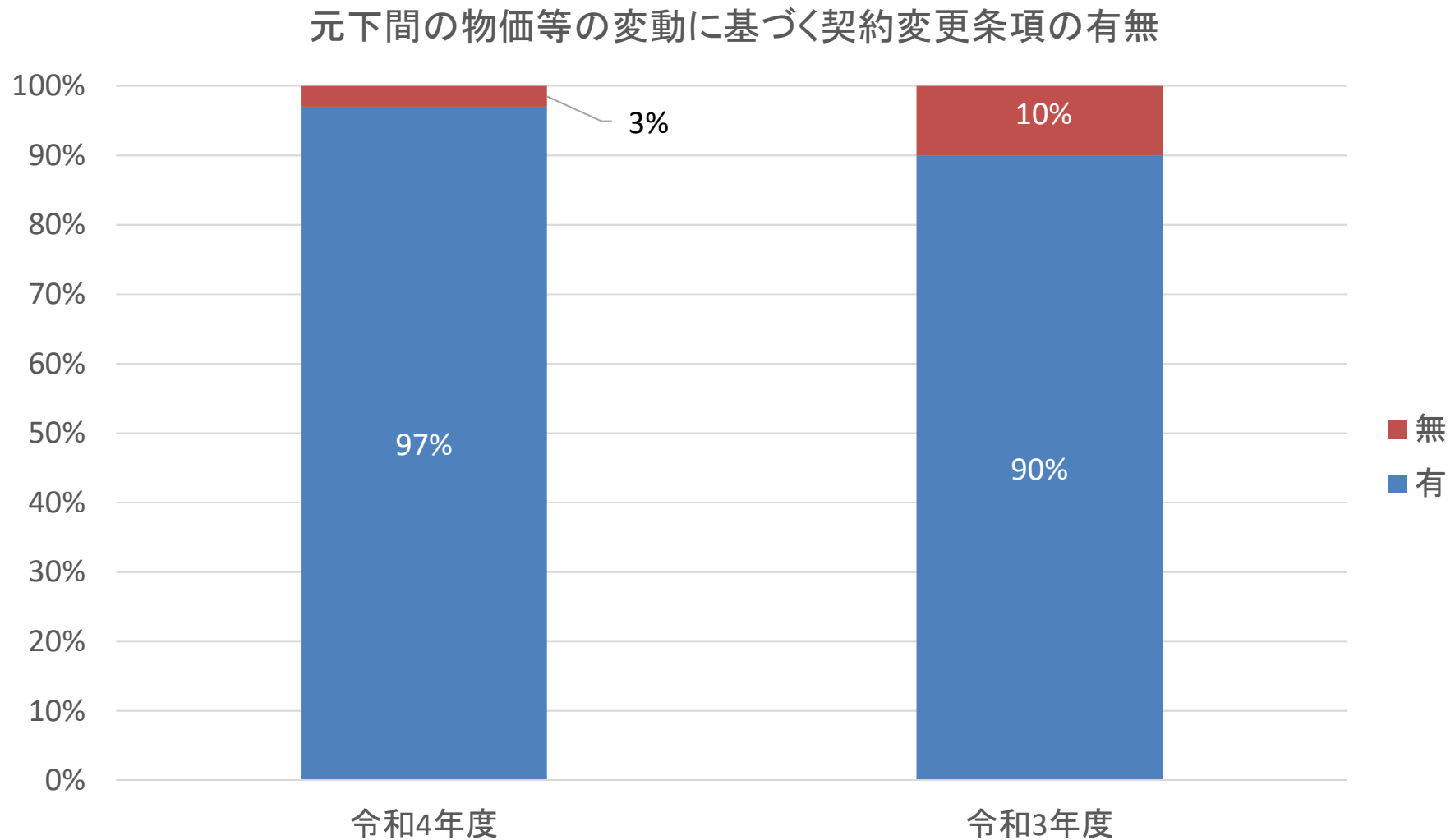
施工体制台帳等の作成や記載内容の真正性の確認



調査結果

■下請との物価等の変動に基づく契約変更条項の有無

➤ 元下間の請負契約では、大部分で契約変更条項が規定されている。

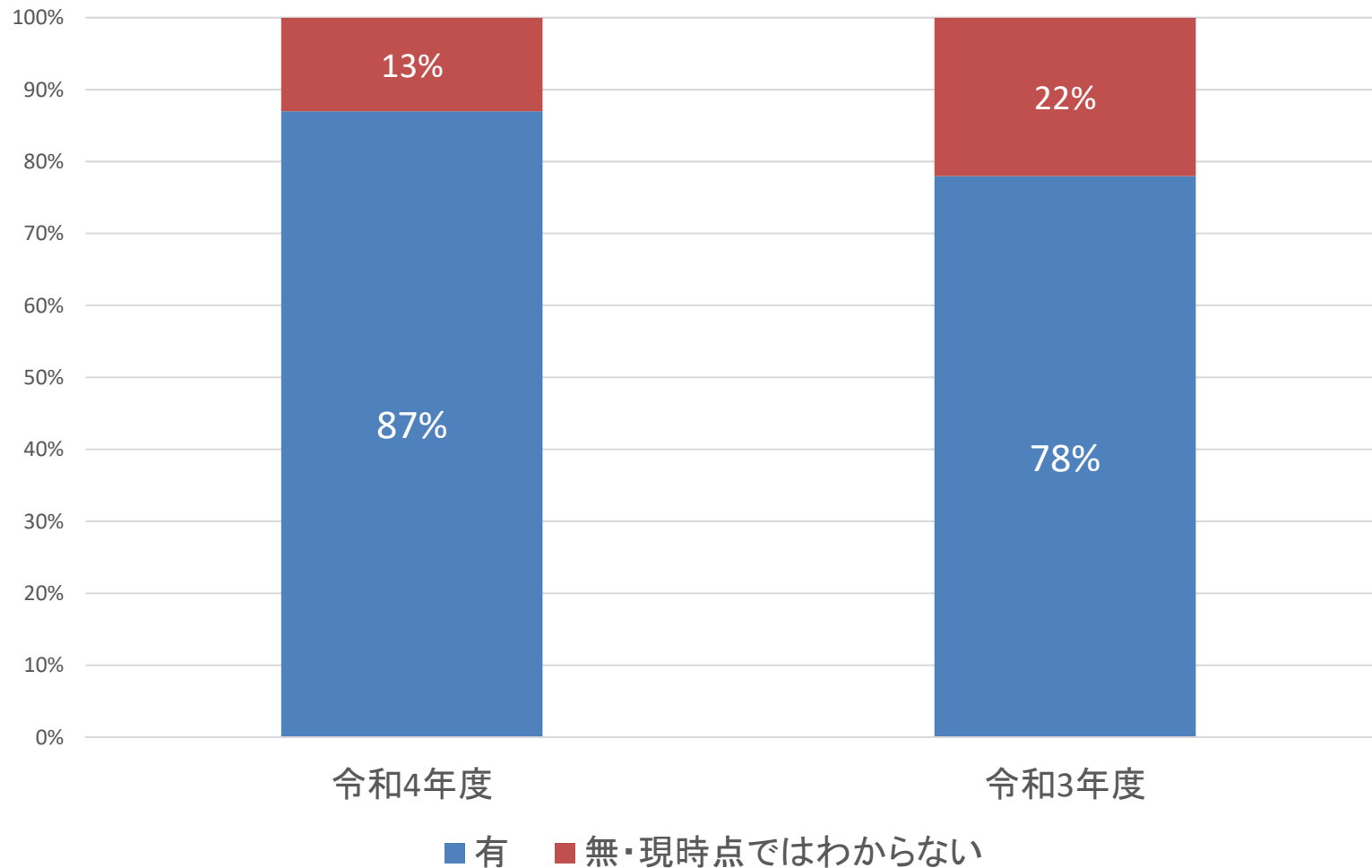


調査結果

■ 契約金額変更の下請業者からの申出・相談の状況

➤ 前年度に比べて、価格高騰を踏まえた請負金額の変更の申出・相談があった割合は減少。

価格高騰を踏まえた、請負契約の変更の申出・相談の有無

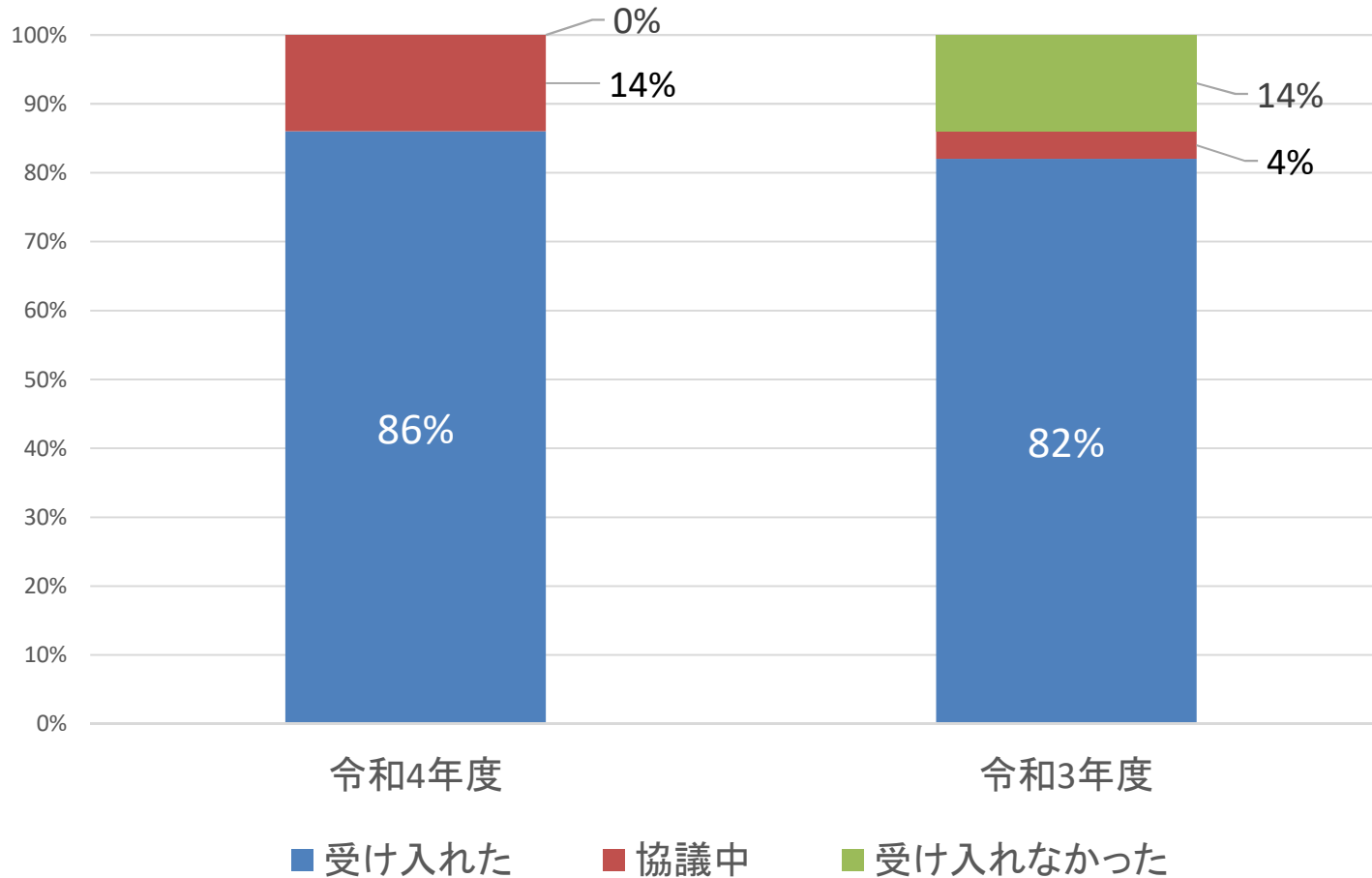


調査結果

■ 契約金額変更の申出を下請業者が行った場合の元請の対応

- 価格高騰を受け、下請から請負金額の変更申出をしたが、協議中などの状態が約1～2割あった。

価格高騰を踏まえた、元請へ請負契約の変更の申出の有無



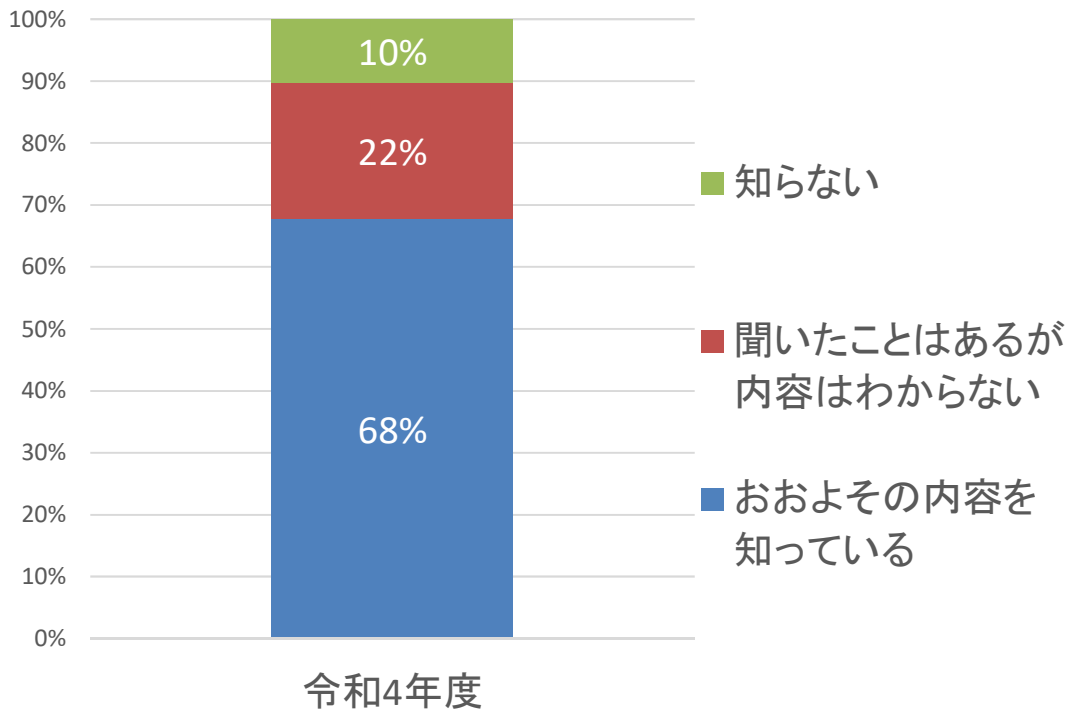
調査結果

■ 「工期に関する基準」の認知度

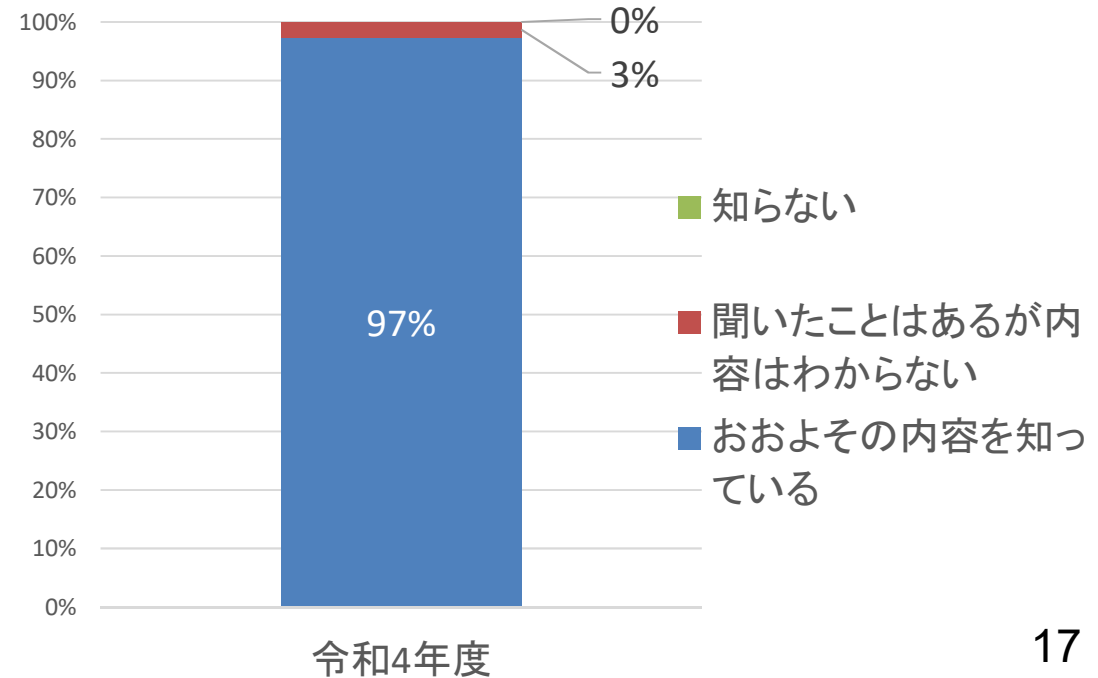
■ 罰則付き時間外労働規制の建設業への適用に関する認知度

- 令和2年7月に中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」の内容を「知らない」や「聞いたことはあるが、内容はわからない」との回答が32%（=10%+22%）あった。
- 令和6年4月より、建設業にも罰則付き時間外労働規制が適用されることについては、「知らない」や「聞いたことはあるが、内容はわからない」がごく少数あった。

中建審作成の「工期に関する基準」の認知状況



罰則付き時間外労働規制がR6.4より建設業へも適用されることの認知状況



調査結果

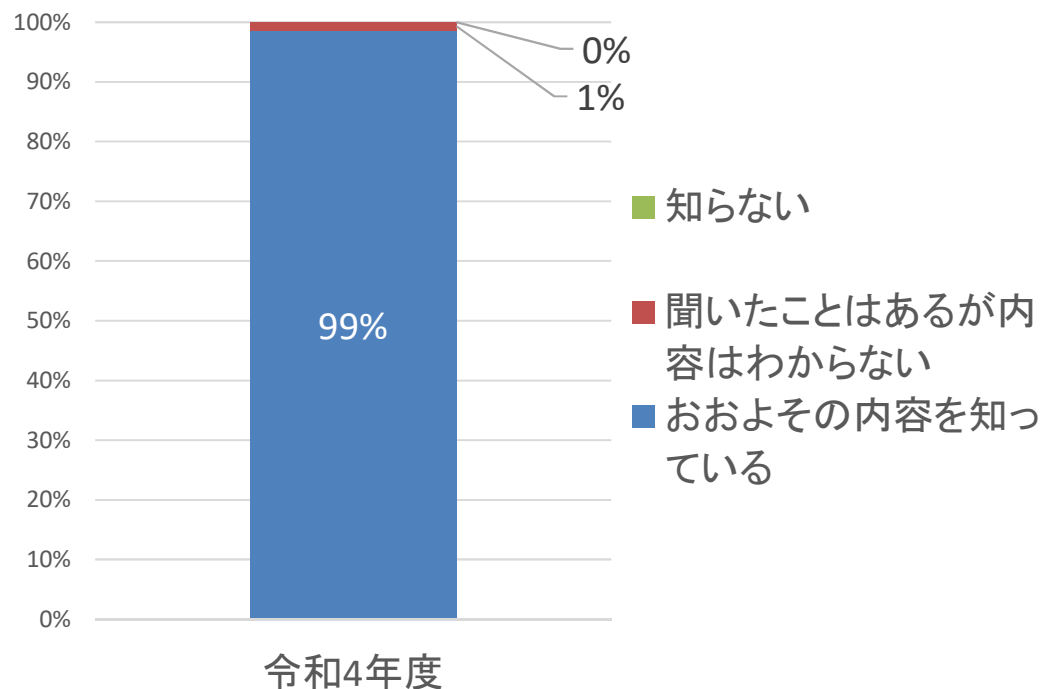
■ 社会保険の加入確認厳格化に関する認知度

■ 「賃金上昇の実現」、「適切な価格転嫁に向けた適正な請負代金・工期の設定」

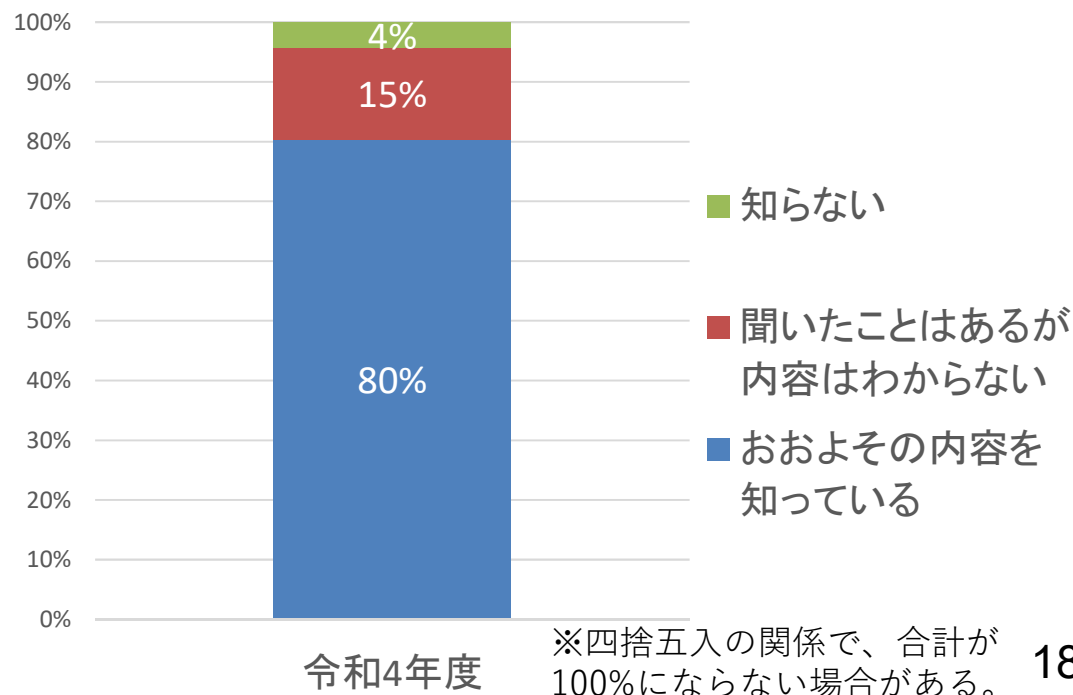
に関する認知度

- R2.10から企業・技能者単位での社会保険の加入確認が厳格化されていることは、ほとんどの建設業者が認識済み
- R4.2.28の大臣と建設業4団体との意見交換会で、「概ね3%の賃金上昇の実現」が申し合わせされ、さらに、R4.4.26に適切な価格転嫁に向けた「受発注者間・元請下請間いずれにおいても、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保」が要請されたことは、約2割の建設業者が「知らない」、「聞いたことはあるが内容はわからない」と回答した。

社会保険加入確認の厳格化に対する認知状況



大臣・建設業4団体でのR4.2.28の意見交換会での要請の認知状況



※四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合がある。

モニタリング調査（令和4年度・元請業者）

調査結果を踏まえ、不適切なおそれのある事案として留意を促す内容①

1. 標準見積書の活用等の働きかけについて

- ① 下請負人への標準見積書の働きかけを行っていないもの。
- ② 標準見積書以外の様式を使用している場合であっても、標準見積書の交付を求める趣旨に反して、下請負人から交付された見積書に法定福利費が内訳明示されていないもの。また、法定福利費が明示されているものの、その根拠となる労務費総額など算出根拠が不明確なもの。

2. 契約書・見積書における法定福利費の内訳明示について

- ① 当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。
- ② 下請負人が見積書において、法定福利費を内訳明示したにもかかわらず、工事費に含めた上で、さらに、下請負人が見積もった単価を大幅に減額することにより、法定福利費が適正に設定されていないおそれのあるもの。

3. 適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員の現場入場について

設定された法定福利費から想定して、適切な保険に加入していない作業員（偽装一人親方を含む。）を現場に入場させているおそれのあるもの。

4. 合理的根拠のない一方的な値引き（指値発注）について

- ① 請負代金内訳書に元請負人が提示した合理的な根拠のない大幅な値引き額があり、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。
- ② 請負金額の総額のみで協議を行い、請負代金内訳書に下請負人が提示した大幅な値引き額について、元請負人において、十分な検証することなく、それにより実質的には法定福利費や労務費を賄うことができない請負金額となるおそれのあるもの。

モニタリング調査（令和4年度・元請業者）

調査結果を踏まえ、不適切なおそれのある事案として留意を促す内容②

5. 技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのある単価設定について

前年度の同種同等工事における単価に比べて、大幅に安い単価を設定し、技能労働者の賃金上昇を阻害するおそれのあるもの。

6. 労務費相当分の現金支払について

当該工種における契約金額に占める労務費から想定して、労務費相当分の現金払いがされていないおそれのあるもの。

7. 適正な施工体制の確立について

施工体制台帳、施工体系図及び作業員名簿の作成や記載内容の真正性の確認が不十分で、社会保険加入の徹底や現場に入場した者との契約関係が雇用か請負か不明確なものなど施工体制の的確な把握が行われていないおそれのあるもの。

8. 適正な請負代金の設定について

- ① 下請業者との請負契約書に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていないもの
- ② 下請業者から物価変動に基づく請負金額の変更の申出があった場合でも、適切に協議に応じず、状況に応じた必要な契約変更を実施しないなど、適切な対応が図られていないもの

なお、公正取引委員会より「独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査」の結果が公表されているので、次ページの「**別添** 独占禁止法Q&Aに該当する行為（下記1及び2の行為）」も参照

別添

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）
(https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ20)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。